

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事	2006年
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 本社: 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 店舗: 京都府京都市中京区河原町通三条下ル大黒町51 河原町三条店を含む 92店舗	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 日本マクドナルド株式会社 代表取締役 原田永幸 電話 03 - 6911 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	飲食小売業 ハンバーガー・レストラン・チェーンの経営並びにそれに付随する一切の事業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月			
基本方針	エネルギーマネジメントの強化、及び省エネルギー機器・設備の導入により基準年に対して店舗原単位で5%以上の削減を目指す。			
推進体制	レストランサポート部が中心となり、環境部を含めた関係部との連携により計画を推進する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	H18~H19	電圧降下装置 導入	H18で9店舗導入。以降、継続的に拡大予定	
	H18~H19	GHP導入、入換え	H18で7店舗導入。以降、継続的に拡大予定	
	H19	看板照明 省エネ	看板照明の省エネ装置を検討中、テスト終了後導入予定	
		太陽光発電	テスト導入検討中	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	9,612 t	9,126 t	-5.05 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 9,612 t	*2 9,126 t	-5.05 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		
		取組量等	(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
削減量等合計		*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	
	*1 9,612 t	(12)-(13) 9,126 t	-5.05 %	
特記事項	日本マクドナルドでは1990年代前半から厨房機器、空調機を中心とする大幅な設備改善を行い、京都メカニズムに則る1990年を基準年とする温室効果ガスの削減率は2001~2005年において店舗原単位で平均13%を達成しています。今後の削減については新たにコージェネレーション、電圧降下装置、GHPなどの導入により更なる削減を計画しています。削減効果は標準店舗における店舗原単位で5%の削減を目標としています。上記目標年度排出量は店舗数を基準年度と同じ条件で算出しています。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位/CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。